

## 第2回 吉田町公共下水道事業経営戦略審議会 議事録

**日 時**：令和2年10月16日（金） 13時30分～15時45分

**場 所**：吉田浄化センター 1階会議室

**出 席 者**：遠藤誠作会長、竹内昭雄副会長、小椋淳二委員、増田学委員、増田源七郎委員、藁科昌利委員、増田竜彦委員、久保田哲男委員、中村道雄委員

（事務局）上下水道課長、課長補佐兼下水道業務統括、下水道工務統括、課員3名

**欠 席 者**：八木達良委員

**途中退席**：増田源七郎委員

**議 事**：1 開会挨拶

2 会長挨拶

3 議題

（1）本日の審議事項

（2）第1回審議会の審議内容確認及び補足説明

（3）吉田町公共下水道事業経営戦略について

I 経営戦略策定の主旨

II 公共下水道事業の経営状況

III 経営の効率化・健全化のための施策・具体的取組

IV 今後の事業実施方針に基づく投資・財源計画

V パブリックコメント

4 次回審議会の予定

**配布資料**：資料1：次第

資料2：座席表

資料3：第1回審議会議事録

資料4：本編資料

資料5：パブリックコメント用資料（案）

## **会議内容 :**

### **議事（1）（開会挨拶：事務局）**

課長補佐兼下水道業務統括より開会挨拶。

課長補佐兼下水道業務統括：八木達良委員が所用により欠席となっているが、委員の過半数の出席を得ているため、吉田町公共下水道事業経営戦略審議会設置要綱第 5 条第 2 項の要件を満たしており、本日の会議は成立している。

### **議事（2）（会長挨拶：遠藤誠作会長）**

会長より挨拶。

会長 : 前回の審議会から約 3 ヶ月が経ったが、その間に事務局・コンサルタントの作業により経営戦略の素案がまとまってきた。本日の議論は経営戦略の内容に踏み込んだものになり、非常に大事な会議となる。この経営戦略は、今後 10 年間の本町の下水道事業の方向性を決める大事なものである。昨今の新型コロナウイルスにより社会情勢が変化しており、本町にとっても今後 10 年間は重要な時期となる。委員のご協力を得ながら、しっかり取りまとめていきたい。

### **議事（3）（議題）**

#### **議題（1）本日の審議事項**

事務局 : 審議会での審議事項について、「第 2 回 吉田町公共下水道事業経営戦略審議会 説明資料 令和 2 年 10 月 16 日」（以下「説明資料」という。説明資料 1/41 ~3/41）により説明を行った。  
委員より質疑は無かった。

#### **議題（2）第 1 回審議会の審議内容確認及び補足説明【審議事項】**

会長 : 第 1 回審議会議事録をもとに第 1 回審議会の審議内容を確認した。  
委員より質疑は無かったため、事務局にて再度第 1 回再審議会議事録を確認し、内容を確定する。

事務局 : 第 1 回審議会において補足説明することになっていた「整備区域の判断をするための経済比較」について、説明資料 6/41~11/41 により説明を行った。

委員 : 汚水処理ビジョンの目標年次（令和 8 年度）、第 1 回審議会資料 5 の P15（流入水量予測）における最終目標年次（令和 17 年度）、汚水処理構想（概ね 50 年）があるが、各目標年次をどういうふうに捉えればよいか。

事務局 : まず、汚水処理整備構想（アクションプラン、50年計画）は、今回汚水処理ビジョンとして改定する予定であり、今回汚水処理ビジョンを見直す前の計画である。流入水量予測資料中の「令和8年度」という年次について、現在の投資計画を続けていった場合、令和8年度までに汚水処理ビジョンで示した区域の整備が終了するということで区切りをつけている。資料中の全体計画（令和17年度）について、現在保有している下水道全体計画（下水道の規模を示す計画）の最終年度と整合させている。令和17年度までの計画を持っているということでご理解頂きたい。今後整備構想は変更していくため、この汚水処理ビジョンに基づいて、全体計画さらには下水道法事業計画を再度検討していく。令和8年度までの整備面積（335.31ha）が、下水道で整備する面積だとご理解頂きたい。令和8年度までは下水道で整備し、それ以降は浄化槽で整備し、人口普及率を上げていきたい。

委員 : 全計R17と全計はどう捉えればよいか。

事務局 : 下水道全体計画の数値である。令和17年度における下水道に関する数値であり汚水処理ビジョンの数値とは異なるが、比較のために掲載した。

会長 : 経営戦略に関連する各種計画の目標年次を整理して頂きたい。

事務局 : 承知した。計画ごとにわかりやすく整理する。

委員 : P6の最終判定図について、パブリックコメントで町民はこの最終判定図を見ることがあるが、集合処理（青）と個別処理（ピンク）が混在しているのでわかりにくいのでは。個別処理（ピンク）を除いてもよいのでは。

事務局 : パブリックコメントでは最終判定図しか掲載しないため、委員がおっしゃるとおりわかりにくいので、個別処理（ピンク）を除いたもので対応させて頂く。

会長 : 汚水処理ビジョンでは、下水道で整備する区域と浄化槽で整備する区域をはつきりさせる必要がある。下水道事業経営戦略では下水道事業のみとなる。計画ごとに対象とする事業が異なるので、誤解のないように表現を工夫して頂きたい。

### 議題（3）吉田町公共下水道事業経営戦略について【審議事項】

事務局：「吉田町公共下水道事業経営戦略」について、説明資料 12/41～24/41 により説明を行った。

委員：（スライド P17）一般会計繰入金に対して、基準内と基準外という表現を使っており、こここの論点は基準外繰入金だと考える。基準外繰入金の位置付けについて、総務省から見て税金を使うことを考えると、基準外で繰入れることは、税の使い方としては、あまり正しくないという理解でよいか。

事務局：大きな枠として、基準内は公費で賄うもの、基準外は公費で賄うべきではなく、本来下水道使用料収入で賄うものとして示されている。公費で繰出す基準は、毎年度総務省から示されている。大まかに、施設建設に対しては基準内繰入れで賄い、維持管理費に対しては本来使用料で賄うべきであるが、その不足分を基準外で賄うということでご理解頂きたい。

～10 分間休憩～

事務局：「吉田町公共下水道事業経営戦略」について、説明資料 25/41～38/41 により説明を行った。

会長：この内容で問題なければ、パブリックコメントまで持っていくのか。

事務局：そのとおりである。

会長：料金改定等住民にとって関心がある事項も多いことから、各委員から全体を通してご意見等を頂きたい。

委員：本町も国からの通知等に基づき、令和 8 年度までに汚水処理人口普及率を 95% まで上げないといけない中で、今までの下水道計画を断念して新しい計画にシフトせざるを得ないと考えている。住吉地区では下水道、川尻は合併浄化槽となっているが、個々の費用を考えた場合、住民の不公平感はないか。

事務局：下水道使用者には下水道使用料を支払って頂いている。浄化槽では、使用料はないが、維持管理（法定検査や汚泥汲み取り）の費用が発生していると認識している。維持管理面では、合併浄化槽は年間 60,000 円程度、下水道は使用料単価（105 円/m<sup>3</sup>）×1 世帯平均 44m<sup>3</sup>/2 ケ月 = 4,500～5,000 円 × 6 ケ月 = 30,000

円程度であり、維持管理面では下水道の方が安くなっていると捉えている。今回下水道計画区域を縮小し、浄化槽区域を広げることになるが、浄化槽使用者と下水道使用者との公平感はバランスがとれるように考えないといけない。明確な方針はまだないが、1つの案として、浄化槽設置の際には補助金を出しているため、その補助金の金額を手厚くする等考えていきたい。

委 員 : 経営戦略の説明の中で、下水道についても下水道使用料を上げていかないといけないことは理解している。下水道使用者と合併浄化槽使用者のバランスを考えて頂きたい。

委 員 : 浄化槽使用者は町に対しては支払っていないのか。検査機関等に直接支払っていると思うが、そのあたりを町としてできないのか。

事務局 : おっしゃるとおり、検査機関等に個別に支払って頂いている。浄化槽使用者に対して、できる範囲で何かやっていきたいと考えている。

委 員 : 浄化槽使用者は年間 60,000 円程度とのことであったが、実際検査等でもう少し支払っていると思う。もう少しお調べ頂きたい。ざっと 10 万円超えた記憶がある（7 人槽）。

事務局 : 国のマニュアルでは 65,000 円（5 人槽）となっているが、業者との契約によるため、細かい数値が出てこない。今後さらに精度を上げて、実際かかっている金額を出していきたい。

委 員 : 下水道区域の合併浄化槽使用者は結構いるのか。

事務局 : 下水道区域の中での接続率が 70% であるため、残り 30% が合併浄化槽、単独浄化槽もしくは汲み取りとなっている。

委 員 : 下水道区域の合併浄化槽使用者は下水道に接続する義務はあるのか。

事務局 : 下水道法の中で、下水道整備後に一定期間内の接続義務が定められている。現状、町では接続促進は実施していないが、単独浄化槽の合併浄化槽への切り替えについてはお願いしているところである。

委 員 : 町外の業者が本町のし尿等処理に参入したいと町に申請したとしても、既得

権等の問題で現状ではなかなか難しいが、一方で自由競争であるべきとの意見もある。最終的にはし尿処理はなくてはならないものであるため、長期的な施設管理や事業運営を望む町民の声もあるので、その点もふまえて今後検討して頂きたい。

副会長：下水道へのし尿投入は法的には問題ないのか。衛生センターの耐用年数や今後の運転計画はどのようにになっているのか。

事務局：法的には処理は可能である。し尿等の下水道投入について、下水道サイドで比較検討して、衛生センターと話し合いも実施しているが、まだ深くは踏み込めていない状況である。衛生センターは浄化センターと同時期に建設しており、土木躯体は同等に持つが、設備関係は更新の時期にさしかかっていると考えられる。現時点での衛生センターの設備更新計画等は把握していないが、次年度以降調整していく。二重投資となつては元も子もないで、何年度までにどのように取り組んでいくのかについて、広域組合や牧之原市とも検討し、来年・再来年で方向性を決めていきたい。また報告できるタイミングで報告していきたい。

委員：水洗化率について、合併浄化槽使用者にとっては下水道接続に対し選択肢がある。一方で、下水道区域から外した区域との間で不公平感が出てしまう。下水道が整備された区域の住民に対しては、町として、多少強い指導により、水洗化率を向上させ、使用料単価の引き上げや経費回収率の改善に努めていって頂きたい。

委員：下水道が整備されたところで接続しない住民が多い原因として、下水道接続に伴う費用が高額なことが考えられる。町として、このあたりを対策すれば水洗化率も上がるのではないか。今後施策等を検討して頂きたい。

委員：料金が上がる、下がるは非常にセンシティブな事項である。下水道と浄化槽の負担の公平性は考えいかないといけないものであるが、下水道側の負担の適正をまず決める必要がある。下水道の負担としていくらが正しいのかを考える際に、まず効率的な区域に下水道を整備するということを前回審議した。今回では、下水道事業を支える財源の適正について審議した。財源の適正の考え方には、維持管理費に対しては使用料で賄うということであると考えらえる。今回の経営戦略では、正しく積み上げた維持管理費に対して、正しく使用料で賄うという考え方であるため、経営戦略としては正しいものになっていると考えら

れる。

会長 : ご意見頂いた内容をもとに、事務局で最終的な整理をお願いしたい。

#### **議題（4）次回審議会の予定**

事務局 : 「次回審議会の予定」について、説明資料 39/41～41/41 により説明を行った。

遠藤誠作会長 : 次回審議予定事項及び今後のスケジュールについて、委員の全員が了解した。パブリックコメント資料について指摘や意見等あれば、来週中（～10/23）に事務局に連絡して頂きたい。

事務局 : 第 2 回審議会の終了挨拶。

以上